

受入検査倫理規則違反に対する処置規準

一般社団法人 CIW 検査業協会
制定:平成 19年 4月 10日
改正1:平成 29年 11月 22日

(総 則)

第1条 この受入検査倫理規則違反に対する処置規準(以下、「処置規準」という。)は、一般社団法人 CIW 検査業協会(以下、「本協会」という。)受入検査倫理規則運用規準(以下、「運用規準」という。)第8条に基づいて定めるものである。

(目 的)

第2条 この処置規準は、受入検査倫理規則に違反した場合の処置を明確にすることにより、違反の発生を防止すると共に違反者が出た場合の処置を慎重かつ公正に行うことを目的とする。

(不正検査)

第3条 この処置規準でいう不正な検査業務とは、付表1の処置に該当する不正検査の代表的事例をいう。

(受 付)

第4条 不正な検査業務に関わる内外からの告発、その他諸連絡(以下「告発等」という。)を受付ける窓口は、本協会事務局とする。

- 2 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール及び面談により受付ける。
- 3 本協会事務局は、告発者の氏名、所属及び連絡先が不明確な場合は原則としてその告発等を受付けない。
- 4 倫理担当理事が告発内容の確認を行い、不正検査が疑わしい場合は、CIW 倫理委員会に報告する。

(調 査)

第5条 CIW 倫理委員会は当事者に対して調査を行い、不正検査の内容及び処置案を決定し、本協会の理事会に答申する。

- 2 不正検査に関する情報は、付図1の不正検査情報処理フローにより処理する。

(処置規準)

第6条 受入検査倫理規則に違反した場合の処置は、次のとおりとする。

1. 厳重注意
 - (1) 当事者に対して厳重注意をする。
 - (2) 一般社団法人日本溶接協会(以下、JWES という。)溶接検査認定委員会に事実関係を報告する。
 - (3) 必要に応じて改善・措置等を関係機関・団体に要請する。
2. 警告
 - (1) 当事者に対して警告をし、不正の再発防止を図るための改善計画の提出及び改善計画の実施結果を報告させる。

(2) JWES 溶接検査認定委員会に事実関係の報告及び CIW 認定の停止を上申する。

(3) 関係機関・団体、報道機関等に事実関係を公表する。

3. 除名

(1) 当事者を本協会から除名する。

(2) JWES 溶接検査認定委員会に事実関係の報告及び CIW 認定の取消しを上申する。

(3) 関係機関・団体、報道機関等に事実関係を公表する。

(異議の申立)

第7条 第6条の処置を受けようとする当事者は、本協会に対し事前に弁明の機会を与える様、申し立てる事が出来る。

(規定の改廃)

第8条 この処置規準の改廃は、本協会の理事会の議決を必要とする。
ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。

付表 1. 受入検査倫理規則違反に対する処置と不正検査の代表的事例

処置の区分	処置に該当する不正検査の代表的事例
<p>厳重注意又は警告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受入検査の契約を取り交わさずに検査業務を実施する行為。 2. 受入検査の契約に伴う書類（検査要領書又は検査手順書等）を作成又は提示しない行為。 3. 受入検査と社内検査の区分を誤った行為（契約又は検査業務の誤り、客先の要求で行った場合を含む）。 4. 当該物件の検査に関する知識又は技量が明らかに不十分な検査技術者に検査をさせる行為。 5. 受注した検査業務を協力会社に一括請負させる行為（協力会社が行う当該検査業務の管理監督を行わない、丸投げをする行為）。 6. 上記 1～5 に類する行為を行った場合。
<p>除 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社内検査のデータを受入検査データに引き写す行為。 2. 検査業務を行わないでデータを捏造する行為。 3. 同一物件の社内検査と受入検査を行う行為。 4. 検査結果を改ざん又は偽装する行為。 5. 無資格者（検査業務に必要な資格を所持しない者）に検査業務をさせる行為。 6. 組織的に検査業務の正確性確保を放棄する行為（意図的に検査機器の校正、検査箇所を選定、合否判定等を適切に行わない行為等）。 7. CIW 認定資格、検査技術者の資格等の名義を貸す行為又は借りる行為。 8. 上記 1～7 に類する行為を行った場合。